

総合政策科学研究科生の外国派遣に対する奨学金募集要項

「総合政策科学研究科生の外国派遣に対する奨学金」について以下のとおり募集する。

1. 出願対象者

以下に記す全ての要件に合致する者が出願可能である。

- ① 指導教員による研究指導または大学院科目の履修の一環として日本から外国へ派遣される総合政策科学研究科生であること
- ② 当該外国派遣期間中の研究活動期間または大学院科目の履修に該当する学修期間が10日以上、3ヶ月以内であること
ただし、外国での学会発表を派遣目的とする場合は、期間10日以上の要件を満たさずとも出願可能とする
- ③ 指導教員若しくは、科目担当教員から本奨学金の出願について推薦が受けられる者であること
- ④ 当該年度内に本奨学金へ出願・給付を受けていない者であること

2. 出願期間

原則として当該外国派遣の出発1ヶ月前までに出願を完了しておくこと。

なお、出発まで1ヶ月未満で出願する場合は、外国派遣を推薦する教員（以下、推薦教員とする）作成の理由書が必要となる。

3. 出願書類

総合政策科学研究科生の外国派遣に対する奨学金 願書

※出発まで1ヶ月未満で出願する場合は、推薦教員作成の理由書（様式任意）

4. 出願書類提出場所

総合政策科学研究科事務室

5. 給付金額

100,000円（ただし、期間10日以上の特要件を満たさない学会発表の場合は 50,000円）

※「3. 出願書類」と「7. 義務」に定められている必要書類を全て提出した後に選考を経て、給付される（給付を約束するものではない）

6. 義務

本奨学金の給付を受ける総合政策科学研究科生は、帰国後速やかに以下の書類を総合政策科学研究科事務室に提出する必要がある。

- ① 総合政策科学研究科生の外国派遣に対する奨学金 成果報告書
- ② 外国派遣の事実を証明する証憑物（例：航空搭乗券の半券、パスポートの出入国記録の複写）
- ③ 10日以上の活動をともなう外国派遣の事実を客観的に確認できる書類
（例：受入許可書、招聘状、訪問記録票等）

※学会発表の場合は、「発表論文および発表したことが確認できる書類（学会プログラムなど）」を提出すること。

※『10日以上の活動をともなう外国派遣の事実を客観的に確認できる書類』の準備ができない場合には、当該外国派遣における10日間以上の活動を推薦教員が確認・証明した『外国派遣における研究活動証明書』を提出する必要がある。

- ④ 総合政策科学研究科生の外国派遣に対する奨学金 銀行口座振込届出書

7. 注意

- ① 外国協定大学への派遣留学は、本奨学金の対象とはならない
- ② 当該外国派遣について本奨学金と他の本学奨学金・旅費補助等との併給はできない
- ③ 本奨学金へ出願し、外国渡航をする場合、渡航先における危機管理は自己の責任にておこなうこと（本奨学金へ出願受理をもって本学が出願者の危機管理へ責任を負うものではない）
- ④ 帰国後に提出する成果報告書は、本奨学金の受給をするに適切な内容・分量であること

以上